

ふことで、うち見た所、中々注意がよく届いて、繪も頗る見事に可愛らしく、全く幼稚園に適する様に出来て居る。そして、談話の時にも、唱歌の時にも、手技の時にも使用の出来る様にしたのは著者の苦心した所であらう。かかる掛圖は、たゞに幼稚園に必要な丈けでない。どこの家庭に於ても、少しく子供の教育に注意する人は、皆一部求めて置く必要があらうと思ふ。定價は六枚で貳圓五十錢、送料が十五錢である。尙之に説明書かついて居る、定價は十錢、教育上繪畫の價值がら、右の掛圖の使用につきての注意を書いて居る。一  
讀の價值はある。

## ▲桃太郎合戦遊具

發賣元

東市本郷湯島六丁目五  
いわしや分店

これは書物ではない、東京の追分小學校長乙訓氏の考案に成つた玩具である。鐵の臺のついた桃を置いて置いて、赤と白との球を持つて二組に分れて、其桃について居る旗を目かけてうちつける、そして、其球が甘く當ると、桃がバツと二つに分れて、其中から桃太郎が、ヌツクと出る仕掛けな

のである。桃もよく出来て一見眞物の様である。之に甲乙二種あつて、甲種は三圓で乙種は二圓五十錢、球が一打十五錢、幼稚園だの小學校の初年級の玩具として、最も適當した新案のものだらう尙、小學校の運動會などで、今迄行はれた達摩乙かしの代はりとしても宜しからうと思はれる。

## 入會轉居會費領收

## 入會

下谷區谷中初音町四ノ三四

酒井 冬子

紹介者 中村五六

萩野 政太郎

福島縣筑紫郡住吉村大字春吉四五一

紹介者 東基吉

岩本 金太郎

本郷區湯島六ノ五

紹介者 中村五六

福島 岩本 藤田 吉子

日本橋區靈岸町ノ六

紹介者 東基吉

日本橋區本町三ノ二

岩本 藤田 吉子

神田區山本町二十七

加藤 子

淺草區元鳥越町二、

藤田 直吉

本郷區湯島六ノ七

岩本 芳子

府下北豊島郡高田村金乘院内

志田 吉子

以上紹介者 岩本 金太郎

事務所申込

茨城縣立水戸高等女學校寄宿會

千葉縣東葛飾郡福田村三尾

本所區林町三ノ四十六

轉  
居

四ツ谷區坂町八十二大林一之方  
栃木縣安蘇郡葛生町葛生

京都府立第二高等女學校

韓國仁川女稅關  
同仁川港清國居留地

1

會費收入至全  
自明治三十七年十一月廿五日  
年十一月廿四日

金  
八〇 頓

一	二	三	四	五	六	七	八
○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○
三	三	三	三	三	三	三	三
七	七	七	七	七	七	七	七
二	四	一	八	九	一	七	五
二	三	一	三	六	一	七	四
三	三	一	三	三	一	七	五
七	七	一	七	七	一	七	三
二	四	一	八	九	一	七	二
二	三	一	三	六	一	七	一
三	三	一	三	三	一	七	三
七	七	一	七	七	一	七	二
二	四	一	八	九	一	七	一

神打村立盛赤藤小高關里姓  
代越上花谷星岡野野田  
まじせし千と義千千定名  
さう先んげ代き倫代秋治

吉太赤中石吉  
川田穂村川岡  
た干し 美  
愛め春ん石島

紹介者松村久  
小峯くり  
海老原万次郎  
石川かね

鳥富大岩岩藤加福岩奥原小志阿木林安塙下里長八柴外岡萩重吉  
居岡賀本田本藤岡本田 橋田知村 田本田村澤田田山澤  
欽金芳直花吳藤誠 し和一 富る次なささか や太ふ  
三雄ふ太 郡門く郎子言子言一んみカ苗代美倫い郎ほくだつ萬へ郎ぢ貞幸

# 人婦子孫

牧山益常尾鈴内岩藤齋井高渡酒鈴田藤土山田間廣湯小石堀山南佐  
　本田川村木田田谷麻村松邊井木副井方下瀬入瀬川峯川越口摩方  
　あさるーとあやたゆい能重きのたぎつといふみた　たくい二三まし  
　ない枝というねきわ婦代工ぶねんるよささすね銀きりし郎郎さづ

加尾伊武喜中小田武下三林高島石柳竹横今西小矢大下町野赤海老原間  
藤田藤田多村出邊井田須田山川井島山立島池作羽田田津三  
け見五末綱と萬萬じゆけかつ萬榮富みてひ則敏よ萬次郎  
節い成錦喜六三春枝鶴し節壽んいねる郡次裕壽つさ吉文江郡ね

## フレーベル会規則

二二〇	三七、九	三七、一〇
二〇	三七、九	三七、一〇
四〇	三七、九	三七、一〇
三七、八	三七、一	一

吉村花はする  
斯波やする  
新井博次  
市原すみ鶴

## 會告

▲年末に迫り會務整理の都合有之候に付き會費未納の方は至急御納付相成度候。

▲来る一月發行の本誌に掲載すべき玉稿は必ず本月十五日までに御送附下され度候。

- 第一條 本會ハ幼兒保育ノ改良發達ナ圖ルヲ以テ目的トス
- 第二條 本會ハフレーベル會ト稱シ東京ニ置ク
- 第三條 會員タラントスルモノハ幼稚園ニ關係アルモノ又ハ幼兒保育ニ篤志ナルモノニシテ會員ノ紹介ヲ經ベシ
- 第四條 會員ハ本會ハ經費トシテ一ヶ月金拾錢ヲ駿出スベシ
- 第五條 令開名望アル人ニシテ本會ノ事業ニ裨益アリト認ムルモノハ特ニ請ヒテ委員トナスコトアルベシ
- 第六條 本會ノ目的ヲ達セんガ爲ニ左ノ事業ナ行フ  
 一 保育參列品幼兒成績物展覽會、會務ノ報告、幹事ノ選舉等  
 ナイス會日ハ會長ノ意見ニヨリ之ヲ變更スルコトアルベシ  
 一 常會 每年二月、六月、十月、十二月ノ第一土曜日之ヲ開  
 キ保育ニ關スル演説、談話、協議、實驗等ナス  
 一 総合會 會員中特ニ或ル事項ヲ研究セントスル者ヲ以テ組  
 ヌ但シ別ニ総合會規約ヲ定メテ會長ノ承認ヲ經ルモノトス
- 第七條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
- 一 一人 會務ヲ總理ス  
 一 一人 會長ヲ輔佐シテ會務ヲ掌理ス  
 幹事 十人 會長ノ指揮ヲ受ケ會務ヲ分掌ス
- 評議員 若干人 重複ナル事件ニ關シ會長ノ諮詢ニ應ス
- 第八條 會長ハ會員中ヨリ推薦スルモノトス
- 第九條 幹事ハ會長ノ選出トス
- 第十條 幹事ハ會員ノ互選トシ其任期ヲ二ヶ年トス  
 但シ 每年半數ヲ改選スルモノトス
- 第十一條 評議員ハ會長ノ特選トス
- 第十二條 本會ハ必要ニ應シ特ニ委員ヲ設ケ又ハ書記ヲ原入ル  
 コトアルベシ
- 第十三條 此規則ハ會員三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルニアラザレバ  
 變更不ルコトヲ得ス